要保護児童等に関する情報共有システムについて

概要

「要保護児童等に関する情報共有システムについて(令和2年2月21日付子家発0221第1号)」より抜粋(参考資料1)

- 近年に発生した児童虐待の事案において、転居した際の自治体間における引継ぎや児童相談所と市区町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられた。
- 上記課題の解決に当たっては、転居した際に自治体間で的確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市区町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有をおこなうことができる仕組みが必要である。

〇「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)において、要保護児童等に関する情報共有システムの整備を進めるとされた。

国が、令和2年度に全国統一のシステム開発を行い、 令和3年度より「要保護児童等に関する情報共有システム」 の運用開始予定

都内の状況

都内市区町村における導入検討状況		
導入予定	14自治体	※懸念として挙げられている主な事項 ○ ランニングコストも含め、必要な予算が不明
懸念(※)があるため導入について 調整中	35自治体	○ 個人情報の取り扱いの調整が必要 ○ 自治体で持つ業務システムの改修調整が必要 ○ 具体的な運用方法の検討が必要 ○ 参加自治体の規模が不明
導入の予定なし	13自治体	

各自治体で持つ業務システム改修の必要性		
改修の必要がある	20自治体	
改修の必要なし	34自治体	
検討中・不明・その他	8自治体	

【今後について】

国のうごき

- ○12月中旬~3月中旬 初期セットアップ支援(エラーチェック、データ移行等)
- 〇令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、運用を検討 「要保護児童等に関する情報共有システムの導入及び運用に関する調査研究事業」



国の動きを踏まえ、東京都内における システムの活用方法を検討